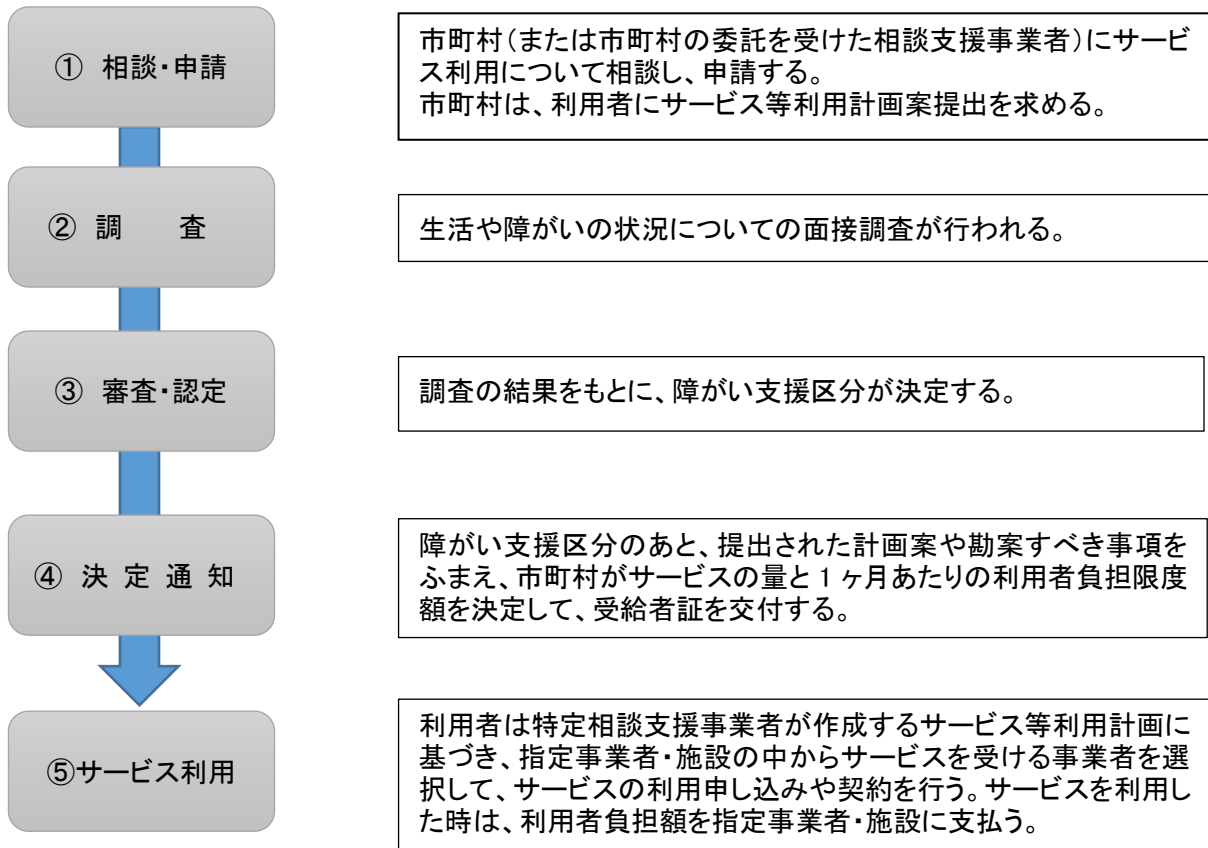


(3) 障がい福祉サービス利用までの流れ



サービス利用に関する留意事項

[障害児を対象としたサービスについて]

1.障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成。

2.障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は不要。

(4)障がい支援区分とは

平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものとして平成26年4月から施行された。

障がい福祉サービスを受けようとする方は、市町村から障がい支援区分の認定を受ける必要がある。新規にサービスを受ける方については、市町村に支給申請を行ってもらわなければならない。

障がい支援区分の判定は、認定調査員が、申請者(調査対象者)及び介護者等から 80項目の調査項目に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われる。

具体的には、障がい支援区分は、コンピュータによる一次判定と、それを受けた市町村審査会による二次判定を経て判定される。

在宅医療について

病気や障害を持った人が住み慣れた地域で、その人らしく療養生活を送れるように、医師・看護師等が生活の場へ訪問し自立した生活を送れるように支援する。

①訪問看護ステーション・医療機関の訪問看護部門

訪問看護師が居宅を訪問し、健康状態の観察や助言、日常生活の介助や指導、リハビリテーション等を行う。

②訪問診療

病院や診療所の医師が、定期的かつ計画的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行う。

③往診

病院や診療所の医師が、突発的な病状の変化に対して、普段からお世話になっているホームドクターにお願いして診察に来てもらうもので、基本的には困ったときの臨時の手段である。

参考資料:「福祉のてびき」令和元年度版 大阪府

「障害福祉サービスの利用について」2018年4月版 全国社会福祉協議会

「お家ですごそう」(社)全国訪問看護事業協会

(2021年3月現在)